

97mm（内側に折り込む面） A

100mm

B

100mm

C

ごあいさつ



弁護士
平間邦男

東京弁護士会所属
東京大学法学部卒業

異国で生活するということは、期待とともに、
不安や戸惑いもあるものです。
当事務所にも、日本で暮らすフィリピン人の方々から、
日々さまざまなご相談が寄せられています。
「在留資格についてよく分からない」
「家族と日本で暮らし続けたいが、不安がある」
「生活に困っているけれど、
どこに相談すればいいか分からない」
こうしたお悩みに対して、
私たちは一つひとつ丁寧に耳を傾け、法律の専門家として、
最善の方法と一緒に考え、解決を目指します。
難しい言葉ではなく、分かりやすい説明と
あたたかい気持ちでサポートすることを心がけています。
あなたがこれからも安心して日本で暮らしていけるように、
ぜひ一度ご相談ください。



平間法律事務所

アクセス	● 東京メトロ丸の内線・南北線 ● JR中央線・JR総武線 「四ツ谷駅」から徒歩2分
住所	〒102-0083 東京都千代田区麹町6丁目4-9 ミュゼ麹町601
電話番号	050-1809-3943（相談） 03-6261-4888（事務所）
メールアドレス	info@hiramalaw.com

電話相談、メール相談は無料です。
法律問題、税金の申告、支払いなどでお困りの際は
すぐに弁護士までご相談ください。

平間弁護士の
V I S A
電話相談



弁護士直通の無料電話相談

☎050-1809-3943

日本全国対応

年中無休

6:00-23:00

日本で暮らそう！ Clean and Safe！

在留資格ってなに？どんな種類があるの？

在留資格	こんな人が対象	ポイント
永住者	長く日本に住んでいて、条件を満たした人	更新不要、自由度が高い
日本人の配偶者等	日本人と結婚している人など	離婚すると変更が必要なことも
定住者	日系人、日本人の子を育てている親など	条件次第で長く住める
家族滞在	就労・留学生の家族（配偶者や子）	働くには許可が必要

永住者（Permanent Resident）

- ・在留期限なし（更新不要）
- ・活動制限なし（どんな仕事でもOK）
- ・社会的信用も高く、住宅ローンが通りやすくなるなどのメリットあり
- ・取得には厳しい条件がある

例：

- 日本に原則 10 年以上在留している
- 素行が善良である
- 安定した収入・資産がある
- 納税義務を果たしている
- 在留資格が「家族滞在」や「技能実習」など一部では申請不可

定住者（Long-Term Resident）

- ・在留期限あり（たとえば 1 年・3 年など）
- ・許可された範囲内での活動は自由
- ・背景や事情に応じて柔軟に許可される在留資格

例：

- 日系人（2 世・3 世など）
- 日本人の子どもを育てている外国人親
- 離婚・DV などで日本に残る必要がある元配偶者

永住者になるための主な条件

✔ 1. 一定期間、日本にまじめに住んでいること

ケース	必要な年数（目安）
日本人の配偶者・子など	1 年以上の結婚生活 + 1 年以上の在留歴（合計でもOK）
定住者や就労ビザなどの人	10 年以上の在留歴（うち 5 年以上は就労や生活安定が必要）
日系人（3 世など）	比較的短い在留期間でも可（ケースによる）

✔ 2. 生活が安定していること

- ・安定した収入がある（職についている or 扶養してくれる家族がいる）
- ・税金、年金をきちんと払っている
- ・公的扶助（生活保護など）に頼っていない

✔ 3. 品行が良好であること

- ・犯罪歴がない（交通違反もチェックされることあり）
- ・ルールを守って生活している

✔ 4. 現在の在留資格が「中・長期在留」であること

- ・短期滞在（観光など）では申請できない

👉 申請の流れ

1. 法務局（入管）に申請
2. 書類提出（住民票、課税証明書、理由書など）
3. 審査期間は 半年～1 年くらい
4. 許可が下りれば「永住者」の在留カードがもらえる！

よくある質問：将来どうなるの？

～一緒に暮らし続けるために知っておきたいこと～

Q：永住者になるにはどうすればいいですか？

A：原則として 10 年以上日本に住み、税金やルールを守って生活していることが条件です。結婚している場合は、より短い期間で申請できることもあります。

Q：日本人男性と結婚していましたが、離婚しました。日本にいらなくなりますか？

A：離婚してもすぐに日本を出なければならないわけではありません。ただし、「日本人の配偶者等」というビザは、**結婚していることが前提**のため、離婚したあとは **ビザの変更**（例：定住者など）が必要になります。ビザの変更が認められるかどうかは、日本での生活状況やお子さんの有無などが関係します。早めに相談することで、安心して日本に住み続けられる道が見つかるかもしれません。

Q：母国にいる家族を日本に呼ぶことはできますか？

A：呼べる可能性はありますが、**ビザの種類や家族の関係性によって条件が異なります**。たとえば、自分が「永住者」や「定住者」「日本人の配偶者等」などの在留資格を持っている場合、**子どもや配偶者を日本に呼ぶための手続きをすることができます**。両親や兄弟姉妹については、原則として呼ぶのは難しいですが、特別な事情（介護が必要など）があると、「**特定活動**」などで認められることもあります。まずは専門家に相談してみるのが第一歩です！

Q：未婚で日本人との間にできた子どもを育てていますが、子どもが成人したら私は国に帰らないといけませんか？

A：お子さんが成人したあとも、**すぐに日本を離れなければならないわけではありません**。現在の在留資格（たとえば「定住者」など）や、これまでの生活状況により、引き続き日本に滞在できる可能性はあります。ただし、お子さんが学生の場合は扶養の関係が続いていると判断されやすいですが、成人して働き始めると「扶養されている」とは見なされなくなる場合もあります。そのため、**お子さんが成人する前に、今後のビザについて専門家に相談することをおすすめします**。